

令和元年度 第1回大網白里市学校給食事業検討審議会

日 時 令和元年9月9日(月)午後3時～
会 場 大網白里市役所別棟 2階 大会議室

会議次第

1 開 会

2 委員委嘱状交付

3 教育長挨拶

4 委員自己紹介

5 委員長及び副委員長選出

6 議 事

- (1) 大網白里市学校給食事業検討審議会傍聴要領(案)について
- (2) 大網白里市学校給食事業検討審議会の位置づけについて
- (3) 大網白里市の小中学校における学校給食の現状について
- (4) 今後の審議会の予定について
- (5) 学校給食に関するアンケート調査結果について
- (6) 県内市町村の学校給食費等について
- (7) 学校給食に関する自由意見
- (8) その他

7 閉 会

原本

(1) 大網白里市学校給食事業検討審議会傍聴要領(案)について

大網白里市学校給食事業検討審議会傍聴要領(案)

第1条 目的

この要領は、大網白里市学校給食事業検討審議会(以下「審議会」という。)の傍聴に係る手続き、遵守事項その他必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 傍聴者の定員

傍聴者の定員は、10名とする。ただし、会議場の都合により、定員を変更することもできる。

第3条 傍聴の手続き

- 1 会議を傍聴しようとする者は、傍聴者受付簿に自己の住所及び氏名を記入しなければならない。
- 2 傍聴の申込は、会議開始の15分前に会議場入口において受付を行い、希望者が定員を超える場合は抽選により傍聴者を決定する。

第4条 会議場に入ることができない者

ポスター、ビラ、拡声器の類を持っている者のほか、会議の進行を妨害し、又は周囲に迷惑を及ぼす恐れがあると認められる者は、会議場に入ることができない。

第5条 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、会議を傍聴するときは、次の事項を守らなければならない。

- 1 会議中、傍聴者は発言しないこと。また、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- 2 騒ぎ立てる等、会議の妨害をしないこと。
- 3 携帯電話等、無線機器の電源を切ること。
- 4 飲食又は喫煙を行わないこと。
- 5 委員長の許可なく写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- 6 その他会議の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと。

第6条 傍聴者の退場

傍聴者は、委員長が傍聴を認めない項目を検討するときは、直ちに会議場から退場しなければならない。また、会議の進行を妨げる者に対しては、委員長が退場を命ずることができる。

第7条 委員長の指示

傍聴者は、委員長の指示に従わなければならない。

第8条 違反に対する措置

- 1 傍聴者が、この要領の規定に違反していると認められる場合は、委員長は、傍聴者に対して必要な措置を講ずることができる。
- 2 傍聴者が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、その者に対して会議場から退場を命ずることができる。

第9条 その他

この要領に定めるもののほか、審議会の傍聴に関し必要な事項は委員長が審議会に諮り、定めるとする。

附 則

この要領は、令和元年9月9日から施行する。

(2) 大網白里市学校給食事業検討審議会の位置づけ

○大網白里市学校給食事業検討審議会規則

平成元年6月19日教育委員会規則第4号

改正

平成24年12月25日教委規則第6号

平成31年3月22日教委規則第1号

大網白里市学校給食事業検討審議会規則

(目的)

第1条 この規則は、大網白里市学校給食事業に関し必要な事項を調査審議し、給食業務を適正かつ円滑に運営するため学校給食事業検討審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 審議会は、前条の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 教育委員会の諮問に応ずること。
- (2) 学校給食事業の向上、充実及び調査研究に関すること。
- (3) 食生活の合理化、栄養の改善に関すること。
- (4) 学校給食の方向について調査研究に関すること。
- (5) その他目的達成のため必要な事項

(組織)

第3条 審議会は委員15名以内で組織する。

2 委員は、教育委員会、関係機関及び学識経験者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず職により委嘱された委員の任期は、その在職期間とする。

(委員長、副委員長)

第5条 審議会に委員長及び、副委員長を置き委員の互選によって定める。

2 委員長は審議会を代表し、会務を掌理する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を行う。

(会議)

第6条 会議は必要に応じ、委員長が招集し議長となる。

2 審議会は、出席委員の過半数をもって議事を開き議決することができる。

3 審議会は、出席委員の3分の2以上をもって決することができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会管理課において処理する。

(補則)

第8条 会議の運営に関し、この規則で定めるもののほか必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月25日教委規則第6号）

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日教委規則第1号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(3) 市内の小中学校における学校給食の現状について

① 学校給食費の法的根拠

学校給食の実施に必要な経費の負担については、学校給食法第11条及び同法施行令第2条に規定されており、その内訳については表1のとおりである。

なお、学校給食法第11条の規定は、経費の負担関係を明らかにしたものであるが、保護者の負担を軽減するために、設置者が学校給食費を予算に計上し、保護者に補助することを禁止した趣旨のものではない。

【表1】

経費区分	法の負担区分	内 訳	備 考
食材料費	保護者	パン・米飯・牛乳・おかず等の代金	通常「学校給食費」という。
光熱水費	保護者 (設置者※)	調理、手洗い等に要する費用	監理運営に関する経費
施設設備費	設置者	学校給食実施のための施設設備	
修繕費		学校給食施設整備の修繕費	
人件費		学校給食に従事する職員に要する給与等	

※「学校給食の実施に関する事務処理および指導の指針について」において、光熱水費については学校の設置者が負担することが望ましいとされている。

◆学校給食法

(経費の負担)

第11条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に関する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条に規定する保護者の負担とする。

◆学校給食法施行令

(設置者の負担すべき学校給食の運営に要する経費)

第2条 学校給食の運営に要する経費のうち、法第十一条第一項の規定に基づき義務教育諸学校の設置者が負担する経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 義務教育諸学校において学校給食に従事する職員（略）に要する給与その他の人件費。ただし、市町村立の学校にあつては、市町村立学校職員給与負担法（略）第一条の規定により都道府県の負担とされる経費を除く。
- (2) 学校給食の実施に必要な施設及び設備の修繕費

② 本市における学校給食費に関わる経緯

ア. 平成12年【2000年】4月 給食費（月額）の改定
表2のとおり、給食費を改定した。

【表2】

区 分	改 定 前	改定後（現行額）	増 額
小 学 校	4, 200円	4, 500円	300円
中 学 校	4, 800円	5, 200円	400円

《改定理由》

- 食材価格の上昇
- 米に対する国の補助の廃止

イ. 平成21年【2009年】4月 給食回数の市内統一化
物価が上昇し、給食物資の値上げが見込まれたため、給食費の値上げが必要となったが、保護者の負担を考慮して、給食回数の調整により対応

○ 年間回数

小学校 187回（平成20年度実施184回～191回）

中学校 184回（平成20年度実施181回～188回）

ウ. 平成24年【2012年】4月 市独自の給食費補助金制度の導入
市内に住所がある児童・生徒に対して【表3】のとおり補助を実施した。

【表3】

区 分	補 助 額	補助後の保護者負担額
小 学 校	500円	4, 000円
中 学 校	600円	4, 600円

*現在の給食費の支払方法（徴収方法）・・・登録口座から毎月、引き落とし。

エ. 平成26年【2014年】4月 消費税増税《5% ⇒ 8%》

保護者の負担を考慮して、給食費を据え置き

《対処法》

- 安価な食材に変更するなどの工夫

オ. 平成30年【2018年】8月 学校給食実施基準の改定

国が定める「学校給食実施基準」が改定され、必要なカロリー量が引き上げられた。

③ 今日まで給食費を据え置いたまま給食運営を成立させてきた工夫

ア. 共同購入の活用

- ・学期毎に乾物・缶詰・調味料・一部の冷凍食品等、毎月大量に使用する食材について見積を取り、最安値の業者から同一価格で市内10校が購入する。
- ・行事食の際も同様に、同じ食材を各校が使用することで価格を抑える。

イ. 食材選定の工夫

- ・共同購入に入れることのできない、月に1～数回しか使用しない冷凍食品や肉・魚等は、各校毎に業者に問い合わせて安価に購入できるように値引きの交渉をする。
- ・冷凍食品や肉・魚等は、質を下げたり量を減らしたりして、1食あたりの栄養価が摂れる限界まで抑えることで予算をオーバーしないようにする。
- ・業者から月毎に送付されるカタログの中から安価な物を選んで使用する。
- ・パンは種類によって加工賃が異なるため、安価なパンのみを使用する（ロールパン等はバター等の高価な副材料を大量に使用し工程も複雑なため加工賃が高い）。
- ・野菜は天候によって一月の間でも価格の変動が激しいため、通年を通して価格の安定している物を多用する（もやし等）。

ウ. 献立内容の工夫

- ・給食の1食分の成り立ちとして「主食・牛乳・主菜・副菜・汁物・デザート」という考え方はあるが、デザートを削除し、主菜・副菜等に予算をかけられるようにする。

④ 現在の1食単価の内訳（税込）※令和元年度

○米飯給食の場合

(円)

	主食	牛乳	副食	合計
小学校	54.97	53.64	151.39	260
中学校	66.60	53.64	189.76	310

○パン給食の場合

(円)

	主食	牛乳	副食	合計
小学校	49.39	53.64	156.97	260
中学校	55.99	53.64	200.37	310

⑤ 学校における学校給食費の現状

前回の改定から、20年近くが経過しており、消費税増税の影響を含めて食材価格が上昇しており、学校現場の工夫等による対処も限界を迎えているなかで、国において学校給食実施基準が改定されました。

このため、学校給食の運営について、再度、検討を行う必要があります。

(4) 今後の予定について

大網白里市学校給食事業検討審議会		
回	時 期	内 容
第1回	令和元年9月9日(月)	<ul style="list-style-type: none">・委嘱状交付・委員長及び副委員長の選出・アンケート結果の報告等
第2回	令和元年10月下旬	<ul style="list-style-type: none">・学校給食の試食(小学校を予定)・教育委員会より諮問等・給食費改定について審議
第3回	令和元年11月下旬	<ul style="list-style-type: none">・今後の給食事業について・給食費(案)等の決定・教育委員会へ答申等

※会議は、1回あたり1～2時間程度を想定。

学校給食費に公費助成がある市町村一覧

No.	市町村名	助成内容
1	旭市	・平成29年4月より第3子以降無償化を実施。対象要件は、市内在住で市内小中学校に3人以上子どもが在籍する家庭で、保護者からの申請による。ただし、生活保護法に基づく教育扶助の受給者又は旭市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱に基づく就学援助費の受給者を除く。
2	我孫子市	・我孫子市産米調達業務委託(我孫子市産米の1kgあたり68円を市が負担している。) ・市内の小中学校に在籍している児童生徒で、3人以上いる世帯の3人目以降の児童生徒分給食費支払額を全額補助する。(平成30年度開始事業)
3	いすみ市	・地元産米とふさこがねとの差額代、地元産品代、減塩調味料代。 ・第2子に対しては1/3、第3子以降に対しては1/2
4	市川市	・精米購入代。 ・義務教育期間中3人目以降の給食費を無料化。
5	一宮町	・一宮小学校のみ米飯委託料を公費から支払(他小中学校は、自校にて炊飯機能あり)
6	浦安市	・平成28年4月から保護者が22歳以下にある子を3人以上扶養し、かつ、就学中である場合の3人目以降となる児童生徒を対象に学校給食費を全額免除とする。
7	大多喜町	・大多喜町立小中学校に在籍し、児童生徒及びその保護者が大多喜町内に住所を有している場合は、学校給食費の全額を補助している。(町外の特別支援学校小学部又は中学部に在籍している場合も補助対象としている。また、アレルギ一等により弁当を持参している場合は学校給食費相当額を補助金として交付している。)
8	御宿町	・米飯の御宿産米指定加工賃分。 ・干産干消メニュー「サザエカレー」の食材代。 ・姉妹都市である野沢温泉村産の食材代。 ・減塩によるパン値上げ分。
9	香取市	・第4子以降の免除制度。
10	木更津市	・全校30校のうち2校のみ地場産品の購入により賄材料費をオーバーする場合に備えて、その差額の補助に予算を確保している。(実際補助の実績なし)
11	鋸南町	・全額補助。(平成31年4月から)
12	神崎町	・全額補助。(平成29年4月から)
13	栄町	・平成31年度より第3子以降の学校給食費の免除。
14	酒々井町	・第3子以降の児童生徒の学校給食費の免除。
15	芝山町	・全額補助(平成30年4月から)。
16	白井市	・滞納者分の給食費について、一般会計で負担。
17	匝瑳市	・学校給食費負担金の総額の2%を特別給食(行事食)の賄材料費として補助している。 ・18歳未満の子が3人以上いる家庭の第3子(小中学生に限る)給食費の1/2を免除するとともに、第4子以降のそれは、全額免除としている。
18	袖ヶ浦市	・弁当の日の牛乳代、米粉パン代の一部。 ・保護者負担軽減措置として、小学校1食あたり23円、中学校1食あたり31円の補助している。

No.	市町村名	助成内容
19	多古町	<ul style="list-style-type: none"> ・地元産良質米導入費。 ・平成30年度から児童生徒の給食費を実質無償化した。
20	長生村	<ul style="list-style-type: none"> ・消費税5%から8%への増税分を補助(平成26年度の増税開始時より実施)
21	長南町	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が特殊学級に在籍していて、生活困窮者の保護者に対し、教育委員会の判断の基、年間給食費の半額を補助。
22	東庄町	<ul style="list-style-type: none"> ・全額補助(平成30年4月から)
23	野田市	<ul style="list-style-type: none"> ・野田産米の購入費の約55%を補助。
24	南房総市	<ul style="list-style-type: none"> ・米飯給食推進費300万円、地場産物導入費400万円を補助。
25	横芝光町	<ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度より小中学生の給食費を実質無償化した。
26	大網白里市	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校:児童一人につき月500円の補助。中学校:生徒一人につき月600円の補助。

給食費改定の予定がある市町村一覧

No.	市町村名	改定時期	改定理由	改定予定金額	その他
1	旭市	未定	検討中	未定	
2	我孫子市	令和2年4月	・食料費高騰のため	・食事摂取基準より食単価を算出	
3	市川市	未定	検討中	未定	
4	一宮町	未定	・消費税増税のため	小学校:10円 中学校:10円~20円	
5	大多喜町	未定	検討中	未定	
6	香取市	未定	検討中	未定	
7	鎌ヶ谷市	未定	検討中	未定	
8	君津市	未定	検討中	未定	
9	神崎町	未定	検討中	未定	
10	佐倉市	未定	検討中	未定	
11	袖ヶ浦市	未定	検討中	未定	
12	多古町	未定	検討中	未定	
13	銚子市	未定	検討中	未定	
14	長生村	未定	検討中	未定	
15	東金市	令和2年4月	・食料費高騰のため	検討中	
16	東庄町	未定	検討中	未定	
17	流山市	令和2年4月	・公会計化に伴い、単価制に変更するため	単価(小学校:260円、中学校:308円)×給食実施回数	

No.	市町村名	改定時期	改定理由	改定予定金額	その他
18	野田市	未定	検討中	未定	
19	富津市	未定	検討中	未定	
20	南房総市	未定	検討中	未定	
21	睦沢町	未定	検討中	未定	
22	茂原市	未定	検討中	未定	
23	八街市	未定	検討中	未定	
24	八千代市	未定	検討中	未定	
25	横芝光町	未定	検討中	未定	
26	四街道市	未定	検討中	未定	
27	大網白里市	令和2年4月	・食材費高騰のため	検討中	